

《耐震診断の結果の公表【要安全確認計画記載建築物(松山市が管轄する区域内の分)】》

建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下、「耐促法」)第9条の規定に基づき、公表します。

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途 【県指定施設(※)】	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震 に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	愛媛県庁	愛媛県松山市 一番町四丁目4番地2	【一 県庁舎】	-	-	-	-	
	本館			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=0.62 Ctu・Sd=0.35	未定	未定	要緊急安全確認 大規模建築物に 該当
	第一別館			建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。))に適合するものであることを確認する方法	確認できる	-	-	耐震改修済 要緊急安全確認 大規模建築物に 該当
	第二別館			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=0.14 Ctu・Sd=0.04	未定	未定	要緊急安全確認 大規模建築物に 該当
	講事堂			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	Is/Iso=0.72 Ct・Sd=0.28	未定	未定	要緊急安全確認 大規模建築物に 該当
2	松山市役所	愛媛県松山市 二番町4丁目7-2	【二 市役所・町役場】	-	-	-	-	
	本館			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	Is/Iso=1.11 Ct・Sd=0.28	-	-	耐震改修済 要緊急安全確認 大規模建築物に 該当
	別館			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1990年版)	Is/Iso=1.11 Ct・Sd=0.30	-	-	耐震改修済 要緊急安全確認 大規模建築物に 該当
3	松山市中島支所	愛媛県松山市 中島大浦1626番地	【三 市町総合支所】	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.40 Ctu・Sd=0.77	-	-	耐震改修済
4	松山市北条支所	愛媛県松山市 北条辻9番地	【三 市町総合支所】	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.29 Ctu・Sd=0.41	-	-	耐震改修済
5	松山第一国道維持出張所	愛媛県松山市 東石井4丁目18-14	【四 国土交通省事務所】	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	Gis=1.15	-	-	
6	松山第二国道維持出張所	愛媛県松山市 平田町448-1	【四 国土交通省事務所】	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	Gis=1.11	-	-	耐震改修済
7	愛媛県警察本部	-	【五 警察庁舎】	-	-	-	-	
	第二庁舎	愛媛県松山市 若草町7番地1		一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	Is/Iso=1.01 Ctu・Sd=0.54	-	-	
	第三庁舎	愛媛県松山市 石字五丁目7番9号		一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=0.37 Ctu・Sd=0.28	未定	未定	
8	愛媛県松山東警察署	愛媛県松山市 勝山町二丁目13番地2 北持田町128番地1	【五 警察庁舎】	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=0.33 Ctu・Sd=0.25	建替	建替中 (R6.9完成予定)	
9	松山市消防局・中央消防署	愛媛県松山市 本町6丁目6-1	【六 消防庁舎】	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)	Is/Iso=1.11 Ct・Sd=2.0	-	-	耐震改修済

(※) 愛媛県耐震改修促進計画(抜粋)(法第5条第3項第1号関係)

道路発着計画のステップ1及びIIで啓開される路線で結ばれる次に掲げる用途の建築物であつて、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているもの(その地震に対する安全性が明らかでないものとして令第3条に規定する建築物に限る)と見做すもの(要緊急安全確認大規模建築物であるものを除く。)を、法第5条第3項第1号に規定する要安全確認計画記載建築物に指定し、その所有者等は、当該建築物について耐震診断を行い、その結果を平成30年3月31日(要緊急安全確認大規模建築物にあつては、平成27年12月31日)までに所管行政庁に報告しなければならない。ただし、報告期限内に当該建築物の解体が実施された場合等は、その旨を報告することにより、耐震診断結果の報告は不要とする。

(一 県庁舎、二 市役所・町役場、三 市町総合支所、四 国土交通省事務所、五 警察庁舎、六 消防庁舎、七 災害拠点病院)

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
	I. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	II. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	III. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)	Is/Iso<0.5 又は Ct・Sd<0.15	左右以外の場合	1.0≤Is/Iso かつ 0.3≤Ct・Sd≤1.25 1.25<Ct・Sd
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	Is/Iso<0.5 又は Ctu・Sd<0.15・Z・G・U	左右以外の場合	1.0≤Is/Iso かつ 0.3・Z・G・U≤Ctu・Sd
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が完腹材の場合 Is/Iso<0.5 又は Ctu・Sd<0.125・Z・G・U 鉄骨が非完腹材の場合 Is/Iso<0.5 又は Ctu・Sd<0.14・Z・G・U	左右以外の場合	1.0≤Is/Iso かつ 0.25・Z・G・U≤Ctu・Sd 1.0≤Is/Iso かつ 0.28・Z・G・U≤Ctu・Sd
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が完腹材の場合 Is/Iso<0.5 又は Ctu・Sd<0.125・Z・Rt・G・U 鉄骨が非完腹材の場合 Is/Iso<0.5 又は Ctu・Sd<0.14・Z・Rt・G・U	左右以外の場合	1.0≤Is/Iso かつ 0.25・Z・Rt・G・U≤Ctu・Sd 1.0≤Is/Iso かつ 0.28・Z・Rt・G・U≤Ctu・Sd
一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	Qu/α・Qum<0.5	0.5≤Qu/α・Qum<1.0	1.0≤Qu/α・Qum かつ Gis<1.0 1.0≤Gis
建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。))に適合するものであることを確認する方法	-	-	確認できる

Z(地域指標)=0.9、G(地盤指標)=1.0、U(用途指標)=1.0、Rt(震動特性係数)=1.0(ただし、いずれも松山市が公表する施設である場合に限り。)

I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

(※) 震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては、損傷が生ずるおそれや倒壊するおそれが少ない。

(※)【構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果】の欄に記載の、Is/Isoに用いるIsoは、一律、Z(地域指標)=0.9、U(用途指標)=1.0として算定した。